

船橋市児童福祉審議会 所管事項一覧

1 児童福祉施設等に係る事項（施設部会）

	法令等	概要
(1)	児童福祉法第34条の15第4項	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可をする場合の意見聴取
(2)	児童福祉法第35条第6項	保育所の設置の認可をする場合の意見聴取
(3)	児童福祉法第46条第4項	設備又は運営が最低基準に達せず、かつ児童福祉に有害であると認められる児童福祉施設の設置者への事業停止命令を行う場合の意見聴取
(4)	児童福祉法第59条第5項	届出をしていない又は認可を受けていない児童福祉施設へ事業の停止又は施設の閉鎖を命ずる場合の意見聴取
(5)～(7)	認定こども園法第17条第3項、第21条第2項、第22条第2項	幼保連携型認定こども園の設置・廃止等の認可、事業の停止、施設の閉鎖、認可の取消しをする場合の意見聴取
(8)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第3条	児童福祉施設に対し、設備運営基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見聴取
(9)	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第3条	幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えてその設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見聴取
(10)	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第3条	家庭的保育事業等を行う者に対し、設備運営基準を超えてその設備及び放課後児童健全育成事業運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見聴取
(11)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第3条	放課後児童健全育成事業を行う者に対し、設備運営基準を超えてその設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見聴取
(12)	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第3条	乳児等通園支援事業を行う者に対し、設備運営基準を超えてその設備及び放課後児童健全育成事業運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見聴取

2 里親に係る事項（里親部会）

	法令等	概要
(1)	児童福祉法施行令第29条	親族里親の認定に係る意見聴取
(2)	里親が行う養育に関する最低基準第2条	里親に対し、最低基準を超えて当該里親が行う養育の内容を向上させるよう市長が指導又は助言する場合の意見聴取

(3)	「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号）別紙「里親制度運営要綱」	養育里親（専門里親を含む。）及び養子縁組里親の登録に係る意見聴取
-----	--	----------------------------------

3 児童の権利擁護に係る事項（権利擁護部会）

	法令等	概要
(1)	児童福祉法第11条第1項第2号リ	児童養護施設等への入所等の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、調査審議及び意見の具申を行うこと。
(2)	児童福祉法第27条第6項	児童又はその保護者の意向が当該措置（決定・解除・停止等）と一致しない場合その他船橋市児童相談所長が必要と認める場合の意見聴取
(3)	児童福祉法第33条の15	被措置児童等虐待に係る措置についての報告を受け、その報告に係る意見を述べること。
(4)	児童虐待の防止等に関する法律第13条の5	施設への立入り及び調査又は質問、臨検等並びに一時保護の実施状況等の報告を受けること。
(5)	認定こども園法第27条の6	入園児虐待に係る措置についての報告を受け、その報告に係る意見を述べること。

4 死亡事例等の検証に係る事項（死亡事例等検証部会）

	法令等	概要
(1)	児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項	虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検証すること。

5 その他

	法令等	概要
(1)	児童福祉法第8条第9項	芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦、製作、興行、販売等する者等に対する勧告
(2)	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条	母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けを市がやめる場合の意見聴取